

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日に、
お休みは、
日曜日、
日曜日、
日曜日)

目 次

◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則(水産課)

◇告 示 国土調査の指定(農村整備課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての
適否の決定(水産課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇教 委 告 示 平成九年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項(小中学

校課)

平成九年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項()

平成九年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項()

公布された規則のあらまし

◇鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

一 四月一日から十月十四日までの間わかさぎの採捕が禁止される区域に、境水道
を加えることとした。(第三十八条関係)

二 中海海域及び境水道において使用する漁具のうち小型定置網にあつては、四月
一日から十二月三十一日(現行 八月三十一日)までの間、網目一・五センチメ
ートル未満(現行 一・八センチメートル以内)の網の使用を禁止することとし

た。(第三十九条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 一 この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することと
した。

二 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第八条第三号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第三十八条第一項の表わかさぎの項中「中海海域」の下に「及び境水道」を加える。

第三十九条の表中

網目一・八センチメ
ートル以内の網

四月一日から八月三十一日まで

を

網目一・八センチメートル以内の網（小型定置網を除く。）	四月一日から八月三十一日まで
網目一・五センチメートル未満の網（小型定置網に限る。）	四月一日から十二月三十一日まで

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次の調査を平成八年十一月十九日に国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成八年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市富益町の一部	平成八年十一月十九日から平成十年三月三十一日まで	〇・二二

鳥取県告示第七百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第五項において準用する同法第五十条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十条の二第二項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により告示する。

平成八年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
浦富加入区	漁業災害補償法第四十条第二号に掲げる漁業
淀江加入区	

鳥取県告示第七百六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十九日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月二十二日 鳥取県指令鳥土維第六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県松江市白濁本町一八

株式会社 山陰合同銀行

代表取締役 丸 磐 根

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

平成九年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集を次の要項により実施する。

平成八年十一月十九日

鳥取県教育委員会委員長 田 豊

1 高等部

平成九年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

(1) 募集生徒数

普通科 10人

保健医療科 10人

(2) 出願資格を有する者

視覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成9年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書、視力等の証明書を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成9年2月10日(月)から同月15日(土)まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)ただし、郵送による場合は、同月13日(木)までの消印のあるものに限る、受け付ける。

ウ 受付時間

9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

<p>入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。</p> <p>(5) 学力検査及び面接の日程等</p> <p>ア 日時 平成9年3月4日(火) 9時から16時30分まで(受付は、8時30分から9時までとする。)</p> <p>イ 場所 鳥取盲学校</p> <p>ウ 学力検査実施教科 普通科 国語、社会、数学、理科及び英語 保健医療科 国語及び社会 (筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)</p> <p>エ その他 学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。</p> <p>(6) 合格者の発表 平成9年3月6日(木) 12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。</p> <p>(7) その他 ア この要項に定めるもののほか、高等部の生徒の募集に關し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。</p> <p>イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。</p> <p>ウ 生徒の募集に關し不明なことは、鳥取盲学校(岩美郡国府町宮下1265 電話0857-23-5441)に問い合わせること。</p> <p>2 専攻科</p> <p>(1) 募集生徒数 医療科 10人</p> <p>(2) 出願資格を有する者 視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者で、次の</p>	<p>いずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成9年3月に卒業する見込みの者</p> <p>イ 学校教育法施行規則第69条の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(3) 出願方法</p> <p>ア 出願手続</p> <p>ア(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学) 学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。</p> <p>(イ) 出身(在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書、当該学校の卒業(見込み) 証明書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。</p> <p>イ 出願期間 平成9年2月10日(月) から同月15日(土) まで(休日を除く。)ただし、郵送による場合は、同月13日(木) までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>ウ 受付時間 9時から17時まで(土曜日は9時から12時まで)</p> <p>エ 受付場所 鳥取盲学校</p> <p>オ その他 鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学) 学校長に通知するものとする。</p> <p>(4) 入学者の選抜方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。</p> <p>(5) 学力検査及び面接の日程等</p> <p>ア 日時 平成9年3月4日(火) 9時から16時30分まで(受付は、8時30分から9時までとする。)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

国語、理科、数学及び英語（ただし、盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、数学又は英語のいずれかを願い出によって保健医療に代えることができる。）
（筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。）

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成9年3月6日（木）12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、専攻科の生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第二十二号

平成九年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成八年十一月十九日

鳥取県教育委員会委員長 田 張

平成9年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項

1 募集生徒数

普通科 10人

産業工芸科
被服科 } 10人

2 出願資格を有する者

聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成9年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取聾学校長に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断票の写し及びオーディオグラム（測定したものがないければ、鳥取聾学校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成9年2月10日（月）から同月12日（水）まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。ただし、郵送による場合は、同月10日（月）までの消印のあるものに限る。受け付ける。

(3) 受付時間

9時から17時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

<p>4 入学者の選抜方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。</p> <p>5 学力検査及び面接の日程等</p> <p>(1) 日時 平成9年3月7日(金) 10時から15時まで (ただし、9時30分までに集合すること。)</p> <p>(2) 場所 鳥取聾学校</p> <p>(3) 学力検査実施教科 国語及び数学</p> <p>(4) その他 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>6 合格者の発表 平成9年3月15日(土) 10時に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。</p> <p>(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。</p> <p>(3) 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校(岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031) にお問い合わせすること。</p> <p>8 再募集の実施 合格者が募集定員に満たない場合は、次のとおり再募集を実施する。</p> <p>(1) 出願期間 平成9年3月21日(金) から同月25日(火) まで(日曜日及び土曜日を除く。) ただし、郵送による場合は、同月21日(金) までの消印があるものに限る、受け付ける。</p>	<p>(2) 受付時間 9時から17時まで</p> <p>(3) 学力検査及び面接の日程 平成9年3月27日(木) 10時から (ただし、9時30分までに集合すること。)</p> <p>(4) 合格者の発表 平成9年3月28日(金) 12時に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 再募集に係る入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。</p> <p>イ その他再募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。</p> <p>鳥取聾学校長 谷口 誠三 謹言 平成八年十一月十九日</p> <p>鳥取聾学校長 谷口 誠三 謹言</p> <p>平成9年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項</p> <p>1 募集学校及び募集生徒数</p> <table border="1"> <tr> <td>白兔養護学校 普通科 単一学級10人</td> <td>重複学級 5人</td> </tr> <tr> <td>倉吉養護学校 普通科 単一学級10人</td> <td>重複学級 8人</td> </tr> <tr> <td>米子養護学校 普通科 単一学級10人</td> <td>重複学級 5人</td> </tr> <tr> <td>皆生養護学校 普通科</td> <td>20人 (重複学級を含む。)</td> </tr> </table> <p>2 出願資格を有する者 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校の単一学級にあっては精神薄弱の程度が、皆生養護学校にあっては肢体不自由(重複障害を含む。)の程度が、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者(白兔養護学</p>	白兔養護学校 普通科 単一学級10人	重複学級 5人	倉吉養護学校 普通科 単一学級10人	重複学級 8人	米子養護学校 普通科 単一学級10人	重複学級 5人	皆生養護学校 普通科	20人 (重複学級を含む。)
白兔養護学校 普通科 単一学級10人	重複学級 5人								
倉吉養護学校 普通科 単一学級10人	重複学級 8人								
米子養護学校 普通科 単一学級10人	重複学級 5人								
皆生養護学校 普通科	20人 (重複学級を含む。)								

校、倉吉養護学校及び米子養護学校の重複学級にあっては、精神薄弱の程度が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者)で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成9年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して各志願学校長に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて各志願学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成9年2月12日(水)から同年14日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同月13日(木)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

イ 皆生養護学校

平成9年2月10日(月)から同年14日(金)まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月13日(木)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(3) 受付時間

9時から17時まで

(4) 受付場所

各募集学校

(5) その他

各募集学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。ただし、皆生養護学校にあっては、これらと学力検査の結果により行うものとする。

5 面接の日程等

(1) 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

ア 面接

(イ) 日時

平成9年2月19日(水) 10時から15時まで(ただし、9時30分までに集合すること。)

(イ) 場所

各志願学校

(2) 皆生養護学校

ア 学力検査

(イ) 日時

平成9年2月20日(木) 10時15分から(ただし、10時までに集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(イ) 学力検査実施教科

国語及び数学

イ 面接

学力検査終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成9年2月21日(金) 12時(皆生養護学校にあっては、平成9年2月27日(木) 12時)に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

(2) 生徒の募集に関する説明会を、各募集学校において次の日時に開催する。

白兔養護学校 平成9年2月3日(月) 10時から

倉吉養護学校 平成9年2月3日(月) 10時から

米子養護学校 平成9年2月3日(月) 10時から

皆生養護学校 平成9年2月5日(水) 13時30分から

(3) 入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

(イ) 期間

平成9年2月3日(月) から同月14日(金) まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(イ) 時間

9時から17時まで

イ 皆生養護学校

(イ) 期間

平成9年2月5日(水) から同月14日(金) まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(イ) 時間

9時から17時まで

(4) 生徒の募集に関し不明なことは、次の各募集学校に問い合わせること。

白兔養護学校(〒689-02 鳥取市伏野1550-1 電話0857-59-0585)

倉吉養護学校(〒682 倉吉市長坂新町1231 電話0858-28-3500)

米子養護学校(〒689-35 米子市敷屋343 電話0859-27-3411)

皆生養護学校(〒683 米子市上福原7-13-4 電話0859-22-6571)

8 再募集

白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校においては、合格者が募集定員に満たない場合は、次のとおり再募集を実施する。

(1) 出願期間

平成9年2月24日(月) から同月26日(水) までとする。ただし、郵送による場合は、同月25日(火) までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2) 受付時間

9時から17時まで

(3) 面接の日程

平成9年2月28日(金) 10時30分から(ただし、10時までに集合すること。)

(4) 合格者の発表

平成9年3月1日(土) 12時に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。

(5) その他

ア 再募集に係る入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

(イ) 平成9年2月24日(月) から同月26日(水) まで

(イ) 9時から17時まで

イ その他再募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。